平成２３年（フ）第１０６号
兵庫県伊丹市寺本４丁目77番地３―301号、前住所兵庫県伊丹市美鈴町３丁目７番地の２パレ新伊丹206号
債務者　西下満里子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１１２号
兵庫県川西市東畦野３丁目21番４号　101、前住所兵庫県川西市東畦野４丁目28番20号101
債務者　山崎　聖子（旧姓口ノ町）
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１１３号
兵庫県宝塚市川面４丁目８番９号　ユニオンハイツ201
債務者　木村真由美
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１１９号
兵庫県伊丹市西野８丁目３番地１　桜台ハイツ２―605号
債務者　松田　敏男
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１５号
兵庫県豊岡市出石町上野594番地の１
債務者　徳網　幸雄
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
兵庫県豊岡市日撫458番地の８
債務者　中川　節生
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第１４２号
千葉県松戸市日暮７丁目373番地　松戸東パークホームズ601号
債務者　大町　憲吾
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１５７号
千葉県松戸市金ケ作418番地の63　レクセル五香ツインフォルテ512号
債務者　阿久津秀一
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１６０号
千葉県柏市豊四季200番地４　コーポナルシマ103号
債務者　成嶋　恵理
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１６１号
千葉県柏市しいの木台５丁目35番地15
債務者　雄谷　文子（旧姓佐脇）
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１６７号
千葉県松戸市三矢小台４丁目20番地の19
債務者　松崎　真紀
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１３号
兵庫県南あわじ市倭文委文613番地、住民票上の住所和歌山県岩出市金屋230番地の５
債務者　小林　　勇
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第５２５号
愛知県清須市西田中城下88番地
債務者　横井　孝行
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１３７号
神戸市長田区明泉寺町２丁目７番４号明泉寺ハイツ203号
債務者　伊知地美香
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４１０号
兵庫県三田市あかしあ台３丁目28番地　10棟202号
債務者　新田由美子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８０号
神戸市垂水区本多聞２丁目１番14―504号
債務者　柿木　智子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９号
山口県長門市深川湯本802番地３
債務者　早田　哲次
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　山口地方裁判所萩支部